

2017年5月30日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪から公害をなくす会  
会長 金谷邦夫

## 大気汚染問題についての懇談の申し入れ

私たち大阪から公害をなくす会は1971年の発足以来、一貫して“公害をなくし、環境の保全・再生をめざす”府民運動をすすめてきました。そして、大阪府全域の大気汚染の現状・実態を面としてとらえる運動（略称ソラダス）を、1978年に開始し、以後4年ごとに実施して、昨年6月に第8回目を4372名の参加で実施しました。今回は前回に引き続き「健康アンケート」も実施し、大気汚染とぜん息などの因果関係を明らかにすることに取り組みました。その結果を報告書（別紙資料）にまとめましたように、NO<sub>2</sub>汚染は大阪府全域で見ても依然として健康影響が存在するような、見過ごせない汚染状態にあること、そして局所的には高濃度汚染地域があること、さらに大気汚染とぜん息などの因果関係が見られる結果でした。大阪の大気環境改善の施策が一層強力に講じられ、ぜん息などに苦しむ罹患者の健康回復措置が講じられることが必要です。

そうした視点から、大阪府の公害被害者の救済、環境・公衆衛生行政問題について、当面、以下のことを要求として考えております。ぜひ、これらについて関係部局と懇談したくご配慮くださいますよう要請します。できましたら、6月末までに開催されるようお願い申し上げます。

### 記

- ①ホットスポットといわれる高濃度汚染地の監視強化と改善・対策を強化すること。取りあえずは、東大阪市、吹田市、忠岡町などにおいて移動測定車等を用いて、年間を通じて定期的な測定をすること。
- ②大阪府のNO<sub>2</sub>の環境保全目標の「二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する」については「二酸化窒素の日平均値0.04ppm以下とする」の目標にすること。また、国に対してこれを求めること。二酸化窒素のアセスメント評価も、非悪化原則を基本とし、大阪府の評価基準は0.04ppm以下とすること。なお、H28年度大阪府環境白書の資料6における基準達成状況の表現で「全局で環境保全目標を達成した」とあるが、「0.04ppm以下をめざす」を追記すること。
- ③呼吸器系疾患だけでなく循環器系疾患にも重大な健康被害を及ぼす物質としてのPM2.5について、分析体制を強化し、抜本的な具体的対策を講じること。また、大阪府のアセスメント評価項目に入れること。
- ④NO<sub>2</sub>などの大気汚染とぜん息など呼吸器疾患との因果関係について、国とは別に独自に行政として学校や医療機関の協力を得て疫学調査を実施すること。3歳児検診でぜん息児を掌握して追跡調査を行うなど実態把握し、行政などに生かすことを求めます。
- ⑤未救済のぜん息患者への救済制度を創設する制度を国に対して求めること。つなぎ施策として大阪府独自の医療費助成制度を早期に創設すること。
- ⑥ディーゼル車の排ガス規制を引き続き強化するとともに、公共交通機関を中心に据えたエコ型交通体系（都市部では自転車の利用を含める）の方向を明確にすること。

添付資料 第8回大阪NO<sub>2</sub>簡易測定運動（ソラダス2016）調査報告書